

令和 4 年 6 月 2 日現在

機関番号：34416

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2019～2021

課題番号：19K23165

研究課題名（和文）肖像の商業的利用を目的とする契約の法的性質と具体的規律

研究課題名（英文）Study of rules related to contracts for commercial exploitation of a portrait

研究代表者

隈元 利佳（Kumamoto, Rika）

関西大学・法学部・准教授

研究者番号：00847163

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、人格属性である肖像が商業的に利用される際に、肖像本人・肖像利用者間において締結される契約を検討対象とし、そのような契約に及ぶべき規律の内容をフランス法との比較法研究の手法によって考察したものである。その上で、(1)肖像の利用方法の特定及び肖像本人に支払われる対価の決定方法の2点につき、契約一般に及ぶ規律よりも踏み込んだ規律を及ぼすべきであること、(2)その規律は有名な人物の肖像利用を目的とする契約のみならず、知名度を有さない人物の肖像を商業的に利用する契約についても及ぶべきであることを私見として示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

肖像の商業的利用を目的とする契約の規律に関する最高裁判決は未だない中で、そのような契約の規律のあるべき姿につき、ひとつの選択肢を示したという意義がある。また、従来は、肖像の商業的利用は芸能人やスポーツ選手等の有名な人物に関して主として論じられてきた中で、本研究は知名度を有さない人物の肖像商業利用にも光を当てている。そのため、本研究の成果は、無名の肖像本人を当事者とする契約の受け皿としての役割を果たすことができる。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study is to establish the proper contract rules for commercial exploitation of a person's portrait. We present a more interventionist option other than the common contract rules, regarding the delimitation of the mode of exploitation and the setting of the remuneration amounts. According to our opinion, these rules should not only cover the contracts with respect to commercial exploitation of celebrities' portraits but also that of persons who work in the entertainment field and who have not yet achieved fame.

研究分野：民法

キーワード：パブリシティ権 肖像権 フランス法 契約 肖像利用 スポーツ選手 ファッションモデル

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) わが国において、肖像権及びパブリシティ権は、共に明文規定を有さない権利である。肖像に対する法的保護は、判例法理が形成されることによって行われてきた。一方では、容貌・姿態をみだりに撮影・公表されない人格的利益が、個人の私生活上の自由のひとつとして認められる。これは、肖像の精神的価値を念頭においた法的保護である。他方で、肖像は、商品や広告に付することによって商業的価値を呈する場合がある。芸能人やスポーツ選手の肖像は、この場合の典型例である。このような、肖像の商業的価値も、パブリシティ権として不法行為法上保護に値することが、既に最高裁判例によって承認されている(最一小判平成24・2・2〔ピンク・レディー事件〕)。肖像の商業的価値に着目したビジネスでは、肖像を肖像本人以外の者が商業的に利用し、対価を支払う契約が、頻繁に締結されている。そこでは、肖像は、権利の主体である人の人格属性でありながら、取引対象として取り扱われている。

(2) このような、肖像の商業的利用を目的とする契約は、法律において名称や内容が規定されている契約ではない。また、民法上の典型契約の規定等、既存の明文規定を直接に適用することによって規律を行うこともできない。なぜならば、人の身体に由来する容貌から成り立つ肖像は、法定の知的財産のいずれにも該当しないからである。また、前掲の平成24年最高裁判決は、パブリシティ権を「人格権に由来する権利の一内容」と示したため、財産権を対象とする契約である売買の規定を直接に適用することは難しい。また、民法上の「物」たり得るためには非人格性が要件となるため、物を利用する契約である賃貸借の規定を直接に適用することもできない。更に、肖像の商業的利用を目的とする契約についての規範を定立する最高裁判決も未だ存在しない。

しかし、肖像の商業的利用を目的とする契約に関しては、様々な紛争が生じ得るため、そのような契約の法的性質について考察し、どのような規範に則って規律をするべきであるかを明らかにする必要がある。

2. 研究の目的

生じ得る紛争の一例としては、肖像の利用媒体、利用方法、利用期間等が限定されずに包括的な利用が約された場合に、当該契約の有効性が問題視され、紛争となることが考えられる。また、契約において定められた対価の適正性も問題となり得る。特に、契約時に肖像本人に低廉な対価が一度支払われるにとどまり、肖像の利用によって肖像利用者が上げる収益が肖像本人に還元されない場合が問題となり得る。

そこで、本研究は、肖像の商業的利用を目的とする契約の有効性判断に際して依拠すべき規範の内容を明らかにすることを目的とする。個人の人格の象徴である肖像を取引の客体とするこの特殊性に鑑みた上で、このような契約の内容規制の在り方について提言を行うことにより、生じ得る紛争の予防及び解決に資することを目指すものである。

3. 研究の方法

(1) 本研究においては、フランスとの比較法研究の手法をとった。日本においては、肖像の商業的利用を目的とする契約につき、その内容を定め規律を行う最高裁判決は未だ存在しない。これに対して、フランスにおいては、肖像利用を目的とする契約の規律をいかなる法規に依拠して行うべきかということについての議論の蓄積が豊富である。また、フランスには、この問題について判断した最上級審の判決がある。更に、個別の肖像利用類型を対象とした特別法上の規定(スポーツ法典等)も存在する。そこで、フランスにおける肖像利用を目的とする契約の規律に関する学説・判例の状況の分析及びフランスにおける肖像利用に関する特別法上の規定の分析を、研究内容の2つの柱として据えた。

(2) 具体的な研究方法として、当初は、文献資料の収集・読解に加えて、フランスに渡航してのスポーツ法分野の専門家及び実務家へのインタビューを想定していた。もっとも、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、研究期間内にフランスへの出張を行うことが叶わなかった。そのため、データベースも利用した上で、文献資料の収集・読解の手法によって下記の研究成果を得るに至った。

4. 研究成果

(1) フランスにおける肖像利用を目的とする契約の規律に関する学説及び判例の状況の分析については、次の点を明らかにした。まず、フランスにおいては、かねてより肖像の利用契約を著作権の利用契約とのアナロジーによって捉え、知的所有権法典上の著作権保護を目的とする規定を参照することによって肖像の利用契約の規律を行うべきであるとする学説が主張されていた。参照すべきと主張される知的所有権法典上の規定の例としては、著作権の利用契約について的一般規定のひとつであり、契約において利用範囲を限定することを要求する同法典L.131-3条

1 項や、著作者にもたらされる報酬は原則として著作物の販売又は利用から生じる収入の比例配分によって決定されなければならないことを定める同法典 L.131-4 条等が学説において挙げられる。

これに対して、2008 年 12 月 11 日の破毀院第一民事部判決は、当事者によって「肖像権の譲渡」と名付けられた契約につき、一般法である民法典 9 条のみが適用され、知的所有権法典の規定は適用されないことを明確に示した。この判決は、特に、知的所有権法典 L.131-3 条 1 項の適用を否定する帰結となる点が注目された。この判決により、破毀院第一民事部は、契約自由に重きをおく姿勢をとるものとして学説によって認識されるようになった。もっとも、この 2008 年の破毀院判決については、肖像本人保護の観点から学説による批判が寄せられている。

(2) フランスにおける肖像利用に関する特別法上の規定の分析については、ファッションモデルを撮影した記録物の利用に関する規定を有する労働法典と、プロスポーツ選手及びプロコーチの氏名、肖像及び声の商業的利用に関する契約についての明文規定が 2017 年に新設されたスポーツ法典を取り扱った。

スポーツ法典 L.222-2-10-1 条 1 項においては、クラブ等が、その雇用するプロスポーツ選手等との間で「〔プロスポーツ選手等の〕肖像、氏名又は声の商業的利用に関する契約を締結することができる」ことが定められる。その上で、同条 3 項においては、同条 1 項が定める肖像等の利用契約において、その利用の範囲を明示的に定めることが求められている。この点については、スポーツ選手等を、無限定的な利用を許諾してしまうことのリスクから保護するものであり、前掲の知的所有権法典 L.131-3 条から着想を得ているものであることが学説によって指摘されている。

また、スポーツ法典と労働法典の双方において、肖像本人に支払われる報酬が給与ではなく使用料と性質決定されるためには、報酬額が、肖像利用者において生じる収入に応じて決定されることを要する旨の規定が存在する(スポーツ法典 L.222-2-10-1 条 3 項、労働法典 L.7123-6 条)。

(3) このようなフランス法の状況における、日本法と比較した場合の特徴は、次の点にある。フランスにおいては、有名人の肖像の商業的利用のみならず、無名人の肖像の商業的利用も法的に把握されている。前掲の通り、労働法典においてファッションモデルを撮影した記録物の利用に関する規定が存在することがその一例である。ファッションモデルには、有名なモデルと無名のモデルの双方の場合があるため、この労働法典上の規定によって無名モデルの肖像の商業的利用という領域が可視化されているといえる。

(4) これに対して、日本においては、「肖像の商業的利用」と言う際に、パブリシティ権(顧客吸引力を排他的に利用する権利)の問題として認識されやすいことから、知名度の低い人物の肖像の商業的利用の領域が法律学において可視化されにくい状況にある。もっとも、知名度の低い人物の肖像を商品化や広告の目的において利用する場合のように、顧客吸引力を有さない肖像を商業的に利用するケースは多々あり得る。このようなケースは、パブリシティ権の利用許諾契約という枠内では把握できない領域の問題である。そのため、顧客吸引力を有する肖像の商業的利用のみならず、顧客吸引力を有さない肖像の商業的利用をも含めた、広い領域としての「肖像の商業的利用」を対象とした考察が必要である。フランス法の検討からは、このような広い領域からの検討視角を得ることができた。

(5) フランス法においては我が国よりも検討の材料が豊富であるとはいえ、上記のフランス法の状況もなお変遷の途上にあり、肖像の利用契約の規律の確定的な全体像を示すものとはいえない。しかし、限られた材料を研究代表者なりに解釈し、日本法の検討に有用な視座を得た上で、下記の私見に至った。

(6) 肖像の商業的利用を目的とする契約においては、契約時に肖像の利用方法が特定され、また、原則として肖像の商業的利用から生じる収入に応じた報酬が肖像本人に支払われることが求められるべきである。この規律は、顧客吸引力を有する肖像を利用する契約に限らず、顧客吸引力を有さない肖像を商業的に利用する契約にも及ぶべきである。

(7) この研究成果は、エンタテインメント業界やスポーツ業界における肖像利用に関する契約につき、契約正義を実現するための方策の一提案としての意義を有する。また、知名度の低い人物のような、顧客吸引力を有さない肖像本人を当事者とする契約の受け皿としての役割を果たすことができると考えている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 隈元利佳	4. 巻 70-4
2. 論文標題 肖像商業利用における契約法上の規律：フランス法の検討による序論的考察	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 關西大學法學論集	6. 最初と最後の頁 936-965
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 隈元利佳	4. 巻 70-5
2. 論文標題 パブリシティ権の独占的利用許諾を受けた者による損害賠償請求：大阪高判平成29・11・16判時2409号99頁（Ritmix 事件）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 關西大學法學論集	6. 最初と最後の頁 1462-1476
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 隈元利佳	4. 巻 47
2. 論文標題 フランスにおける肖像商業利用の法的規律：契約の規律を中心に	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 著作権研究	6. 最初と最後の頁 170-191
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 隈元利佳	4. 巻 83
2. 論文標題 肖像の商業的利用を目的とする契約の規律	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 私法	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 隈元利佳
2. 発表標題 肖像の商業的利用を目的とする取引の法的構成
3. 学会等名 「新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方」研究会（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 隈元利佳
2. 発表標題 フランスにおける肖像商業利用の法的規律：契約の規律を中心に
3. 学会等名 著作権法学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 隈元利佳
2. 発表標題 肖像の商業的利用を目的とする契約の規律
3. 学会等名 日本私法学会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------